

# 農 林 水 産 委 員 会

- 1 期 日 平成21年6月26日（金）
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 出席委員 委員長 宮 政利  
副委員長 沖井 純  
委 員 高木昭夫、河井案里、小林秀矩、大井哲郎、芝 清、  
田辺直史、山崎正博、小島敏文、檜山俊宏

4 欠席委員 なし

## 5 出席説明員

[農林水産局]

農林水産局長、総務管理部長、農林水産総務課長、農業活性化推進課長、団体検査課長、農水産振興部長、農業技術課長、農業経営課長、農産課長、畜産課長、水産課長、農林整備部長、技術総括監、農林整備管理課長、農業基盤課長、林業課長、森林保全課長

## 6 付託議案

- (1) 県第55号議案 平成21年度広島県一般会計補正予算（第2号）中所管事項
- (2) 県第66号議案 広島県森林整備加速化・林業再生基金条例案
- (3) 諮問第1号 公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立てについて

## 7 報告事項

- (1) 農林水産物の生産等概況
- (2) 鳥獣による農作物被害状況等について
- (3) 農地法等の改正について
- (4) 林業の構造改革（低コスト林業団地）の推進状況について
- (5) 平成20年度ひろしまの森づくり事業の取組状況等について

## 8 会議の概要

- (1) 開会 午前10時33分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 付託議案

県第55号議案「平成21年度広島県一般会計補正予算（第2号）中所管事項」外2件を一括議題とした。

- (4) 付託議案に関する質疑・応答

○質疑（小林委員） 県産材を使用した住宅への助成が開始され、当初の募集個数50戸に対して168戸からの応募があったことは、県内製品愛用運動「BUYひろしま」を推進する観点からも効果的な機会であったという評価をしているところでありますが、補正してまた予算を追加という、非常にスピーディーな対応をされたことにつ

いても評価するわけであります。経済対策として実施することで、具体的に期待される効果は何が今までであったのか、今からまたどういう効果を期待されるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○答弁（農林整備部長） 小林委員の御発言にお答え申し上げます。御案内のとおり、県産材の住宅建築への利用ということにつきましては、一つはこれまで資源が未成熟であり、また、どちらかといえば外材の加工が卓越した地域でありまして、県産材につきましては、川上から川下の加工流通体制が未整備であったことがあり県産材の利用が約1割にも満たない状況になっていることを認識しております。こういった状況を打開する観点から、また、当然のことながら経済対策の一環といたしまして今回の施策を講じたところですが、そういった中で事業者の賛同を得て、例えばマスコミを通じてPRがなされている。これも一つの効果であるというふうに思っております。

また、具体的な流通の変化について見ますと、例えば、見積もり段階ではございますが、国産材の製材工場に新たな発注の動きがあること。また、外材を主に加工していた製材工場に国産材加工の見積もりが入るなど、これまでにない新たな流通加工体制の動きが見えているところでございます。

とりわけ今回の施策につきましては、消費者である施主が申請するというところでございます。消費者が基点となったマーケット、コンシューマー・オリエンテッドという動きが川下から川上に行っている。そういったことで今、具体的に川上の方に動きが出てきている状況も生じております。こういったものの動きを確かなものにするというので、今回補正を出させていただいたこともございますので、そのあたりを御理解いただければと思っています。

県といたしましては、そういった生産、加工、流通など全体をさらに活発化させることによりまして、木材産業、ひいては林業の構造改革やそういったことによる山振地域の経済振興ということも念頭に置きまして、全体の活性化に努めてまいり、そういった効果が今後期待できるというふうに考えております。

○質疑（小林委員） 168戸という応募があったということでもありますけれども、広島県全体の応募状況をお聞かせ願いたい。

○答弁（農林整備部長） ただいまのお尋ねについてでございますが、例年の住宅着工戸数と比較して、今回の応募割合について見ますと、西部及び北部が通常の比率より高く、東部の方が低いというような状況でございます。

県といたしましては、地元業者に対する説明会等につきましては西部も当然でございますが、東部、北部、満遍なく行っておりますし、インターネット等を通じて、私どもとしては満遍なくPRができていたのではないかと考えております。そういった結果を分析するのはなかなか難しいところではございますが、北部地域は従来より林業とか森に対する理解が深い地域でございますので賛同をいただいております。西部については太田川流域という観点から森について着目していただいております。ま

た、県産材を業界の売りにしようといった動きが出ているということが一つ要因として挙げられるのだらうと思います。

いずれにいたしましても、県全体の振興というのが私どもの使命でございますので、引き続き全体的なPRに努めてまいりたいと思います。

○質疑（小林委員） 東部が少し薄かったという部長の答弁でございますが、一押し等もされて平等に募集を行った結果において、そういう状況が出てきたということでもありますので、今後、あと30何戸は、従来どおり告知して公募するのか、薄いところへ割り当てて公募するのか、どのような形式をとられるのか、スケジュールもあわせてお聞きしたいと思います。

○答弁（農林整備部長） ただいまの小林委員の質問でございますが、まず、全体的な広がりということでございますけれども、先ほども私から申し述べたところですが、全体といたしまして広く、満遍なくPRしたつもりでございます。そういったことで今後も同様に、特に西部どうこうということではなく、県全体でPRを進めていく中で事業を推進してまいりたいと思っております。

今回の追加につきましては、約50戸程度が募集可能であろうと私どもとしては見ております。当然これまでも事業についてはいろいろなマスコミ等を通じて周知していただいている状況でございますので、補正予算を決議していただいた暁には、速やかに県全体にPRができるよう努力いたしまして、十分周知徹底した上で、7月中ごろの10日から24日の短期間ということになるかと思いますが、適切に募集等、事業を執行してまいりたいと考えております。

○質疑（小林委員） 前回と同様な公募というふうに解釈してもよろしいですね。

○答弁（農林整備部長） はい。

○要望・質疑（小林委員） 先ほど、この事業については、川下から川上へそういう効果のお話があったわけでありましたが、昨年9月の定例会で私が言ったように、県産材を普及させていくのだということと、今回の森林整備加速化と森林再生事業に25億を基金に積んでおりますけれども、これはかけ離れた問題ではない。トータルでどうやっていくかということで、ようやく森林についてちゃんとしたスキームが描かれてきた。要するに、もう時局は第二の局面に入り、広島県の林業体制を確立していく上では大切な時期に入ったというふうに思っておりますので、生産から流通をシステム化させて、皆さんによくわかるような林業施策をとっていただきたいということを、強く要望しておきたいと思っております。

それと、産地偽装表示ではありませんが、県産材ということの証明をいかにしてやるかが大変です。マツダ車を買うのだったらすぐわかるわけでありましたが、「BUYひろしま」ということで、今後そういう制度も考えながらちゃんとやっていただけるかどうか、御意見をお聞かせ願いたい。

○答弁（農林整備部長） 最後のところの小林委員のお尋ねでございます。施策を行うに当たっては当然といいますか、委員が御懸念のような偽装とか不正があってはな

らないということで、今回の事業の執行に際してはそういったことはくれぐれもないように、私どもとしても十分な指導をしてまいりたいと思っております。

それと表示でございますが、全国的に見てもいろいろ産地表示ですとか、いわゆるラベリングという動きがございます。ただ、これにつきましてはいろいろと設備投資も必要でございますし、コストに見合う効果かどうか非常に重要なところになってまいりますので、そのあたりは事業者側の御協力も必要であろうかと思いません。そういったことも踏まえながら、私どもとしてもいろいろと検討してまいりたいと思っております。

○質疑（芝委員） 私の方から2点ほど聞かせていただきたいと思えます。

1つは森林整備加速化・林業再生事業の関係でお伺いしたいと思います。今回、かなり大きな経済対策補正予算が組まれたのですが、全体的に言えることとしては、このせっきくの大きな財源をいかに早く使って事業を起こして、それが経済効果を出していくということが急がれるわけでございます。そのことを前提に、今回、森林整備を加速化し、森林資源を活用した林業及び木材産業の再生目的に基金が設置されるわけですが、具体的にはこれからどのような事業にこの基金を活用していくのか、どういった事業を重点的に支援していこうとしておられるのか。この辺を御説明していただきたいと思えます。

○答弁（林業課長） 今回の事業につきましては、間伐や路網の整備とともに伐採から搬出、それから利用の一環した取り組みによります間伐材のフル活用を図るための木材、木質バイオマス利用施設、それと公共施設への木材の需要拡大と講じるというものでございます。県といたしましても、林業の構造改革を加速化させ、効率的な生産流通体制の確立につながるものを重点的に支援するということになっております。

山側につきましては、間伐とともに生産コストの削減を図ります作業路、路網整備、それから高性能林業機械の整備、流通、加工のところにつきましては、県産材の安定供給体制の確立に資する流通支援、それから県産材の消費拡大のための木材公共施設の整備などに助成していくことにいたしております。

○質疑（芝委員） 今回の事業実施に当たって協議会を設置すると聞いておりますが、この協議会の役割はどのようなものなのか。

○答弁（林業課長） 事業の実施に当たりましては、市町、森林組合、木材加工業者等の関係者から成る地域協議会を設置いたしまして、まずは、協議会で構成員からの提案をもとに、間伐等の森林整備、地域材、木材バイオマスの需要拡大に至る総合的な事業計画を立てることにいたしております。その計画に基づきまして事業を実施するということとなります。この協議会には、実施主体を中心に川上から川下の幅広い方に参画いただきまして、事業目的が達成できますように関係者が一体となって事業を強力に推進してまいり所存でございます。

○質疑（芝委員） 日程のこともちょっとつけ加えてもらえますか。

○答弁（林業課長） 地域協議会の設立につきましては、7月13日を予定しております。現在、構成員から事業の要望取りまとめをしている段階でございまして、協議会を設立いたしましたら、この協議会の中で提案されたことに基づく内容を審査しまして、全体3カ年の総合計画、単年度ごとの事業計画をつくります。7月末ぐらいになろうかと思いますが、県の承認を得た後に、林野庁にこの全体計画、単年度の事業計画を承認していただく運びになります。林野庁から8月中旬ぐらいにこの事業計画の承認をもらえれば、8月末ぐらいには補助金の内示がございまして、事業を実施するという段階になろうかと思えます。

○要望・質疑（芝委員） 最初にも申し上げましたように、今回は緊急経済対策ということで随分大きなお金が動いておりますので、早く効果を出してほしい。そういう意味で、この事業の推進に当たってはスピード感を持っていただきたいという要望をつけ加えておきたいと思えます。

それからもう一つは、今回議会で諮問されております、異議申し立ての件で質問と、私なりの意見を申し上げておきたいと思うのですが、まず、今回地方自治法第244条の4第4項に基づく諮問が議会に付議されているわけですが、諮問の原因となる異議申し立て者が32名ということであります。異議申し立ての内容は、御承知のとおりフィッシャリーナ施設の使用許可申請に対し、不許可処分とした根拠法令の適用に誤りがあることや、不許可処分としたことから聴聞手続などの救済措置が失われたこと、また、使用料滞納については供用開始時における料金値上げの説明が不十分であったと申し立て者側から主張されているわけですが、まず、この異議申し立てがなされた経緯をもう1回、整理して説明していただきたい。

○答弁（水産課長） 五日市フィッシャリーナ施設につきましては、昨年7月と8月に使用料の徴収に関する処分について異議申し立てがなされ、議会の諮問を受けまして棄却しておりましたが、本年3月にこれらの異議申し立て者のうちの44名の方から、平成21年度の施設を使用する申請が提出されました。

県といたしましては、44名すべての方が20年度の当施設の使用料を滞納していることから、広島県漁港管理条例や同条例施行規則の規定により、不許可処分としたところ です。

4月に入りまして、不許可処分といたしました44名のうち32名の方が異議を申し立てられました。その後、異議を申し立てられた32名のうち6名の方が滞納されているとした平成20年度分の使用料の支払いをされまして、当施設を使用する申請書が提出されましたので、当施設の使用を許可し、今日に至っております。

○質疑（芝委員） 今の答弁によりますと、相手方の許可申請に対して、県は条例、規則に基づき使用料の滞納があるので不許可としておられるわけです。使用料金の滞納があったのでは不許可もやむを得ないと私も考えております。

一方、異議申立人は、更新手続の場合、これまでの許可の効力は継続するのだから、施設の使用を認めないにしても、昨年度受けた許可を取り消すべきと向こうは

主張しておられます。しかし、広島県漁港管理条例及び施行規則では、施設を継続して利用する場合は新たに使用許可申請を行う必要があることから、異議申立人も申請を行ったという理解でよろしいですか。

○答弁（水産課長） そのとおりでございます。

○意見（芝委員） そういうことであれば、その申請に対して不許可処分は妥当で自然な考え方だと思います。

また、聴聞手続などの救済措置が失われたことや、使用供用開始時の料金値上げの説明が不十分であったとの主張もあるわけですが、不許可処分が適法であることから、当然、聴聞手続などは必要なく、また、使用料などの供用開始にかかわる説明も滞納を正当化するほど不十分なものとは考えられないことで、退けてもよいと思います。

したがって、この諮問のうち、使用料を滞納している者の行った異議申し立てについては、棄却すべきという結論でいいのではないかと思います。

また、本件処分後に使用料を納付し、既に使用許可を受けた者の行った異議申し立てについては、不許可処分の取り消しによって回復すべき利益が認められず、不服申し立て資格がないため、これは却下すべきだと思います。

(5) 表決

県第55号議案外1件（一括採決） … 原案可決 … 全会一致

諮問第1号 … 使用料を滞納している者の異議申し立ては棄却、使用許可を受けている者の異議申し立ては却下すべきである … 全会一致

(6) 一般所管事項に関する質疑・応答

○質疑（高木委員） 1点だけお尋ねしたいと思います。農林整備部長にお伺いしたいのですが、先ほどの議案説明の中で、地域協議会を立ち上げて、森林整備加速化・林業再生事業等を執行するに当たって協議会ということをおっしゃいましたが、この協議会が、いずれ、県を外した基金、国の予算の受け皿になるのではないかとの危惧があります。実際に水田の方では、水田協議会等にいきなり国からお金がおりてきまして、県は通っていないという状況にあるのですが、そのようなことにはならないというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○答弁（農林整備部長） 今、高木委員から御質問でございますけども、このたびの森林整備加速化・林業再生事業におきましては、同事業を適切かつ円滑に執行するという事で協議会を設立して、この中で県が十分な関与を行い、県全体の木材産業、川上から川下の全体の振興を図るということで取り組んでまいります。

そういったことございまして、なかなか質問に対してのお答えが難しいのですが、直接そういったことに活用されることは、私どもとしては想定しておりません。県の森林事業の活性化の中で私どもとしてやるべきことがございますので、国にも御理解いただき、県として適切に対処してまいりたいと思っております。

○要望（高木委員） 昔の営林署でございますが、森林管理署なるものがあるわけでご

ございます。職員もたくさんおられるということですので、農林の二の舞にならないように、ひとつよろしく願います。

○質疑（河井委員） 農地法の改正についてお伺いしたいのですが、このたびの改正について、現場をよく御存じの県としては、どのような評価をされているのか。もし、この改正によって何か問題点が生じるとするならば、どういうことが想定されるかということをお伺いいたします。

○答弁（農業経営課長） このたびの農地法改正につきましては、農地利用集積円滑化事業が創設されまして、農地利用が一層促進するということが本県が推進しております集落法人等、そういった担い手への集積が加速化するということが期待しております。

また、懸念されることですがけれども、農業外企業の参入に当たりましては、企業の地域の将来ビジョンとかを踏まえて、参入していただくということが前提になりますけれども、市町、農業委員会等が農地の利用状況の報告を受けて利用状況が悪ければ農地の貸し借りの契約を解除するというような一定程度の歯どめが、今回の法改正で追加となっております。そういったことから、この法の制度が市町あるいは農業委員会等に適正に運用されるよう、県といたしましても支援していきたいと考えております。

一方、農地の確保とか転用規定の強化につきまして、国の是正指導とか、地方分権に逆行するものが入っております。これにつきましては全国知事会議等を通じまして、引き続き申し入れを行っていきたいと考えております。

○質疑（河井委員） 今おっしゃったような懸念事項について、具体的な対策があれば教えていただきたい。それから農地転用許可事務に対する国の指導を強化することについては、県としては地方分権に反するということが批判的な考えが大勢を占めますけれども、一方で、市町にこれまで任せてきた結果が今の状態であるということについては、私は国の指導・規制が強化されるということがマイナスばかりではないのかという気もするのです。市町がフリーハンドを持つことにより、農地を集積することがこれまでできなかった。本当は、国としてこの地域は農業の地域として育てていきたいのだけれども、そこにいろいろなものが、工場ができたり住宅ができたりとか、そういうことが自由に行われた結果、今の日本の農業をつくっているのだということがあると思うのです。私は、その整理を一体どういうふうにして考えていけばいいのかと思っているのですけれども、県としてはどのようにお考えなのでしょうか。

○答弁（農業経営課長） まず、この法改正の市町農業委員会の周知につきましては、本日農林水産省で都道府県を対象とした説明会が開催されております。また本日、全国農業会議所で各都道府県農業会議の担当者を対象とした説明会も開催されております。本県では、7月23日に農業会議と連携して、市町農業委員会にこの法改正の周知徹底を図るとともに、農業者等への周知を市町の農林課において図っていき

たいと思います。また、県といたしましては、ホームページ等を通じて、法改正の周知を図っていきたいと考えています。

国の是正、指導の関係ですけれども、やはり農地につきましても農地情報を一番しっかり知っている、あるいは集積する担い手の情報を一番よく知っている市町が中心となって、農地の有効利用を図るべきだろうと考えております。その点で今回農業者の委任を受けて、市町農業委員会がそういった担い手に、今までは中間保有といたしまして、市町農業委員会が一たん受けて、担い手と契約していたわけですが、それをなくして担い手に集中できるようになりました。工業団地などへの農地転用について、4ヘクタール以上の大臣許可とか2ヘクタール以上の大臣協議がありますが、今は、農地転用の許可につきましては市町に権限移譲しております。そういった形でより実態をよく把握されている市町の方が中心となって、計画を実践いただければというふうに考えております。

○要望（河井委員） このたびの法改正によって、我が県がこれまで進めてきた担い手を育成し、また、農地を集積していくことに弾みがつきますので、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

○質疑（小島委員） 今回の議会は木材関係が多いので、ちょっと気になることを幾つか質問したいと思うのですが、昨年から新聞等で出ていますけれども、大朝の団地の中国木材について、もともとは平成21年4月に稼働と言っていたのが8月になり、そして今度はその8月が来年ということで、2回にわたり延期になっているのですが、現状はどうなっていますか。

○答弁（林業課長） 中国木材の製材工場につきましては、昨年からの急速な景気後退によりまして住宅着工戸数が減少したことや、円高の進展等によりましてヨーロッパから来ておりますホワイトウッド、杉の角材と同じようなものなのですが、これらの価格が低下したことで影響を受けまして、県との土地の売買契約で求めておりました製材工場の完成時期について、平成20年度末から平成21年度末への変更手続を3月末に行ったところでございます。

現在、中国木材につきましては、情勢を見守りながら計画する時期の見きわめをしているところでございまして、今回、補正予算に提案しておりますこの基金などを活用しながら、製材工場建設の促進に向けて連絡調整に努めてまいりたいと思っております。

○質疑（小島委員） ことし春、ひろしま木材事業協同組合の集出荷施設ができました。これは国の補助金も使った大変大きな事業でした。問題は、今景気が悪いため木が動かないという中で、予算を投じてこの集出荷施設をつくったことです。それが現在どうなっていますか。

○答弁（林業課長） 木材集出荷施設につきましては昨年8月に着工しまして、この3月に完成しております。当初、主な販売先が中国木材ということでございましたが、中国木材の製材工場の完成がおくれているということで、稼働は延期しております。

木材の集出荷施設を運営しますひろしま木材事業協同組合におきましては、販売予定先の状況変化を踏まえまして新たな木材の販売先を検討するなど、秋以降に施設を稼働する予定で、現在準備を進めております。県といたしましても、今回の基金事業に流通施設の支援がございますので、これも活用しながら円滑な施設稼働に向けて支援を行ってまいりたいと考えております。

○質疑（小島委員） あなた方は、木材生産業者や森林組合を一本釣りしてこの組合を強引につくったわけです。そこまでやらせておきながら、景気が悪いから待ってくださいとか、資金は応援しますだけでは済まないと思はるのです。問題は、中国木材がそういう状況であることです。せっかくこの集出荷施設が完成したのです。島根県とか岡山県にも、製材、合板などの工場があるわけです。中国木材が本格稼働したときに、果たして県産材があるのかということもありますが、今こういう状況にあり、せっかくこの木材事業協同組合を設立しておいて、待つことがいつまで続くのかということをおはるのです。県が資金の手当てをするくらいでは済まないと思はるし、しっかりと引っ張っていかねばいけなと思はるのです。そこはどうですか。

○答弁（林業課長） 小島委員がおっしゃるように、集出荷施設はもう3月にはできまして、材が集まればすぐ稼働できる状態になっております。今回の基金を使いましてそこらの支援をやりまして、流通支援を特に重点的に取り組みまして安定的に集出荷施設に材が流れるようにしていきたい。山側の生産から搬出のところは、低コスト林業団地の取り組みでどうにか済む状況になっておりますので、後は流通のところをきちんとやれば、この秋以降稼働できる状況になろうと思はるのです、いろいろな支援を行っていきたいと考えております。

○質疑（小島委員） あなた方をずっと黙って見ていたけれども、今回の中国木材については、大朝工業団地の売れ残りもあつたけれども、どうしたことか、県の林務は、中国木材1社である。1社で固定して、100億円を投じてくれるからということをお中心に行くのだと言つて集出荷施設をつくつた。中国木材に対していい悪いは言わなけれども、県の林務の姿勢としては余りにも民間企業1社にのめり込んだ。この木材事業協同組合もあなた方が一本釣りをつくつた。その結果がこうです。これはおかしいと思はる。何度も申し上げるけれども、島根県とか岡山県には合板工場があるし、四国に行けば木材チップ工場もあるわけです。林務とすればそういう施設も恐らく検討した上だと思はるけれども、1社に特定したというのは、ちょっと私は疑問に思つていますが、どう思はるか。

○答弁（農林整備部長） 今の小島委員の御指摘でございますが、当然、広島県の木材全体を適切に将来に向けて利用していくということにつきましても、当然、木材産業業界全体も一体となつて進めていくということが必要であると私も考えております。ただ、今回の取り組みにつきましても、大きな新しい加工技術の仕組みをつくるということにおきまして、中国木材が進出するということがございましたので、

これからの広島県の木材加工技術の一つの端緒をなすというか、大きなきっかけをつくるという認識におきまして、私どもとしても支援してまいろうと考えてきたところでございます。そういったことがございますので、大朝の施設につきましても委員御指摘のとおり早期稼働に向け、各方面の流通先にどのように販売できるのかということも含めて、ひろしま木材事業協同組合といろいろ意見交換をしているところです。そういった中でいろいろな支援もしてまいりますし、将来的には一つだけの流通ではない、安定した県産材の加工技術の体制ができるように努力してまいりたいと考えております。

○質疑（小島委員） 今このように景気が悪いから、こういう議論もできるけれども、また私が心配しますのは、もし景気が回復して住宅着工の補助金を出してどんどん建築が進んで、木材が欲しいときに、果たしてあなた方が考えたように広島県内から木材が本当に集まるのか。今も林道を整備する話があるけれども、路網ができていないからコストが高いわけです。だから、今のうちに林務も将来のシミュレーションをつくって、景気がよくなったときの準備をしなければならない。今度は木材が足りなくなります。

○答弁（農林整備部長） 委員御指摘のとおりと考えておりまして、将来に向けて県産材の生産、加工、流通体制をつくっていくということが重要でございます。そのためには、まず私どもが今進めている低コスト林業団地推進事業で林業を構造改革し、業としてしっかり自立できる林業の構造をつくるということが重要でございます。いろいろな支援策も講じて林業の構造改革を、さらに一層詰めてまいりたいと考えております。

○質疑（小島委員） こういうことを問題として指摘しましたけれども、もう一つ、私は林務がおかしいと思ったことがあります。以前の渚上部長が農林水産省に帰る前にどのように言ったと思いますか。「広島県の山は北部の方は杉材、ヒノキ材がある。植林から40年がたちそれらは伐期に入っている。」と言いました。それでは南部はどうするのかと問いましたら、「いえ、考えていません。」と答えました。こんな行政がありますか。確かに私の地元はアカマツで、松くい虫の枯損木が物すごく多いです。そして、島の方に行くとカシばかりです。だから、いい木がないといえばそれまでだけれども、考えていませんということはないでしょう。南部のことを林務はどう考えているのか。

○答弁（林業課長） 杉、ヒノキが集まっております太田川、それから備北地域等につきましては低コスト林業団地を使いまして、木材生産を支援するための重点的な補助支援を行っております。これらの取り組みは、杉、ヒノキの地域につきましては、産業として自立できる林業を進めてまいります。一方、中南部につきましては、アカマツ、広葉樹林が広く占めておりまして、これらの森林につきましてはひろしまの森づくり事業を活用して、広く県民の理解を得ながら森づくりを進めてまいりたいと考えております。以上の取り組みを森林の状況に応じて実施いたしまして、地

球温暖化等の公益的機能が十分に発揮できる多様な森づくり推進してまいりたいと考えております。

○質疑（小島委員） 先ほど言いましたが、ひろしま木材事業協同組合をつくるときに私はずっと見ていたけれども、県が気に入った組合だけを一本釣りにして森林組合を集めています。また、県が広島県森林組合連合会をどう思っているのか、よくわからないのです。林務がちょっと話のできる森林組合だけを一本釣りして、その他の森林組合、県森連は、まあほうっておけばいいという姿勢が見えるわけです。私も県森連にいたからそういうことはよくわかるのです。県の林務の姿勢が、例えば、今度の森づくり事業にしましても、林道、路網をつくりますという中で、これは森林組合だけではない、一般土木業者も入ってくればいいのだと言って議論しました。それでいいけれども、一般土木業者に木を切ってくださいと言っても、絶対には無理です。私はどうしてもそこに森林組合が要るのだと思うのです。森林組合はちょっと一步下がってもらいたいという感じがありました。その辺がずっと私も尾を引いているのですけれども、一連の県の林務の動きを見ていて、森林組合、特に県森連を無視するのか、きちんと連携するのか、お伺いします。

○答弁（農林整備部長） 直接的な答えになるかどうかわかりませんが、いずれにいたしましても、広島県の林業、木材産業は、構造改革を積極的に進めなければいけない重要な時期に入っております。今回の補正で、県全体の川上から川下まで林業振興、あるいは木材産業の活性化に努めてまいりたいと思っております。

県といたしましては、施策を円滑かつ効率的に推進するために、県及び林業団体、森林組合も含めまして、林業施策全体について施策の連携、共同連携を行っていくような形の組織を、今検討しているところでございます。そういった組織の話し合い等を十分に行いまして、特に関係構成団体、森林組合、県木連なども入ってまいりますが、そういったトップレベルが幅広い意見交換を行い、本県の林業の構造改革、あるいは木材産業の活性化の方策を検討いたします。それに基づいて効果的な事業の展開を期して、そういった取り組み方針で実行してまいりたいと思っております。

○要望（小島委員） こういう林業再生基金が25億円もあるわけです。今、大変いい時期です。だから林務も、もっと度量を大きく持って全体を引っ張っていくのだというのをしないといけない。今までのやり方は余りにも狭量に見えます。だから、林業関係を全部総動員して知恵を絞っていただきたい。このチャンスを逃がしたらもう日本の山はだめになります。一つ前向きをお願いします。

○要望（大井委員） 本日で任期が終わり、我々は農林水産委員会をかわりますが、委員の皆さんにも知っていただきたいのですけれども、きょうの資料番号2に鳥獣による農作物の被害が出ていましたが、被害は農作物だけではございません。最近は大竹、広島湾、瀬戸内海にカワウが大量にやってきました、水産物にもかなり被害があるということを委員の皆さんにも承知しておいていただきたい。海のことです

から、被害がどれぐらいあるかということの把握はかなり難しい。

事例を言いますと、私の地元の漁師さんの船が通るときにちょうど、間抜けなカワウだったのだらうと思うのですが、カワウも魚をくわえて息が苦しくなって海から上がるときに船とぶつかって、そのカワウを捕まえたら10センチぐらいのメバルがのどから15匹出てきました。ということは、カワウが1日に2遍、餌を食べるとしても相当な数を食べるのではないかと思います。

私の島は養殖が盛んでございます。アジを何万尾も一つの生けすの中で養殖していた方が、アジが半分以下になっていたと言っています。相当のカワウが来まして、海にいるのです。今、宮島の近くの海域では小イワシ漁が盛んでございますが、小イワシとまじってコノシロがいるはずなのですが、コノシロの影が一つも見えません。ちょうど去年の暮れごろからことしの1月、2月にかけて相当数のカワウが来まして、そのときにはかなりのコノシロもいたのですが、全部平らげたのではないかと聞くとところによると、カワウは20メートルぐらい潜るみたいなのです。

それで、ここに県の単独補助事業というようなのがありますが、県行政においては、鳥獣の被害が水産業までであるということで、そういう予算措置もお願いしたいという要望にかえて、終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

(7) 閉会 午後0時9分